

大阪電業協会 経営委員会 中小部会 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、大阪電業協会 経営委員会 中小部会（以下「本会」という。）と称する。

(所在地)

第2条 本会の所在地は、大阪電業協会（大阪市北区野崎町9番8号永楽ニッセイビル5階）内とする。

(目的)

第3条 本会は、これからの中小電気工事業経営を実践するにあたり、大阪電業協会が蓄積してきた知的資産やネットワークを最大限活用し、会員メリットを明確に実現させることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 人材育成に関する事業
- (2) 経営力強化に関する事業
- (3) 新たな成長への関係創りに関すること
- (4) その他、前条の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第5条 本会の目的に賛同する大阪電業協会中小会員企業は、第14条の手続きを経て、会員となることができる。

第2章 役員

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

部会長 1名、副部会長 複数名、会計 1名

また、必要に応じ、部会長代行、部会長補佐、顧問を置くことがある。

2 前項の役員は、総会において、会員の中から選任する。

(役員職務)

第7条 部会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 部会長代行及び副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときの職務を代理する。

- 3 会計は、本会の会計および資産の状況を監査する。
- 4 部会長補佐、顧問は、本会の業務遂行に関して、部会長の諮問に応える。

(役員任期)

第8条 役員任期は1年とする。ただし、再任はさまたげない。

- 2 補欠により選出された役員任期は、前任者の残任期間とする。

第3章 総会

(総会種別)

第9条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

- 2 定期総会は、毎年5月に開催する。
- 3 臨時総会は、部会長が必要と認めるとき、もしくは全会員の3分の2以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに招集することができる。

(総会招集)

第10条 総会は、部会長が招集する。

- 2 総会を招集するときは、会員に対し、会議の目的及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の30日前までに通知しなければならない。

(総会審議)

第11条 総会は部会長が議長となり、次の事項について審議する。総会の開催は会員の過半数の出席を必要とし、決議は出席者の過半数の賛成によって決定する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

- (1) 事業計画及び予算・事業報告
- (2) 年度事業報告及び決算の承認
- (3) 役員選任
- (4) 会則改正
- (5) その他必要な事項

第4章 運営委員会

(運営委員会構成)

第12条 本会の中に、運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は、第6条で定める役員並びに、会員の互選で選出された運営委員をもって構成する。

(運営委員会招集)

第13条 運営委員会は、年6回開催を目途として、部会長が招集する。

(運営委員会の審議事項)

第14条 運営委員会は、部会長が指名する議長のもと、次に掲げる事項を審議し、議決する。

- (1) 総会に付すべき事項
- (2) 総会において議決された事項の執行に関する事項
- (3) 会員の入会及び退会
- (4) 会計監査人の選任及び解任
- (5) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第5章 会計

(経費)

第15条 本会に必要な経費は、会費、大阪電業協会助成金、その他の収入をもってこれにあてる。

(会費)

第16条 会員は、年額10,000円を会費として、本会が指定する方法により納入する。

(事業年度、会計年度)

第17条 本会の事業並びに会計年度は、毎年4月1日から始まり、3月31日までとする。

(会計報告)

第18条 毎事業年度終了後、部会長が収支計算書を作成し、会計監査を受け、たうえで、総会の承認を得る。

(委任)

第19条 この会則に定めのない事項は、総会の議決を経て、部会長が別に定める。

(附則)

この会則は、2024年4月1日から施行する。